

## 議第30号

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例案

三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市  
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「、第5条」を加える。

第2条の3第1号中「前条第1項第1号」を「第2条の2第1項第1号」に改  
め、「より同条」の次に「又は前条」を、「職員」の次に「又は短時間勤務職員」  
を加え、「で同条」を「で第2条の2又は前条」に改め、同条第2号中「前条」を  
「第2条の2又は前条」に改め、「職員」の次に「又は短時間勤務職員」を加え、  
同条を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

**第2条の3** 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれ  
かに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、  
短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供される  
サービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を  
充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要が  
ある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させること  
が公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期  
を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務し

ない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号。

以下「勤務時間条例」という。）第17条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児

休業法」という。）第19条第1項の規定による承認

第3条中「又は第2条の2」を「から第2条の3まで」に改める。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定任期付職員の給与に関する特例）」を付し、同条第3項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）」を「育児休業法」に、「三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三島市条例第16号）」を「勤務時間条例」に改める。

第5条の見出しを削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（任期を定めて採用された短時間勤務職員の給与に関する特例）

**第6条** 第2条の3の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する給与条例第5条第1項、第3項及び第5項、第11条第2項第2号、第14条第1項並びに第17条の10の規定の適用については、給与条例第5条第1項中「決定しなければならない」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」と、同条第3項中「ところによる」とあ

るのは「ものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、同条第5項中「ものとする」とあるのは「ものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第11条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「三島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成31年三島市条例第1号）第2条の3の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第14条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする」と、給与条例第17条の10中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士